

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年8月6日)

開催日及び場所			令和 7 年 7 月 1 5 日（火）農産局第 3 会議室	
委員			藤原 敏（法人参与） 塩幡勝典（公認会計士） 岩元昭博（弁護士）	
審議対象期間			令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	
審議対象案件			71 件 うち、 1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 1 件 (抽出 7 %) (抽出率 20 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 — %)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	1 件 うち、 1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	4 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第65回 令和7年7月15日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 輸入米穀買入委託契約アメリカ加州産うるち精米中粒種 13,000 トン（指名競争契約） 【整理番号7】 （業務概要） ○当該契約は令和6年度第8回入札だが、年度に何回入札を実施するのか。 ○指名業者は定期的に入れ替えがあるのか。それは一定の更新なのか。 ○産地国、銘柄を何万トンの入札をするかは決まっているのか。	○ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づくミニマム・アクセス輸入を、国産米に極力影響を与えないように、国家貿易で輸入をしている。国際約束数量は77万玄米トン（精米ベースでは約68万トン）。 一般MA米については、指名競争入札に参加する要件を定め、基準（輸入実績、一定の資産等）を満たした輸入商社と買入委託契約を結び輸入し、一旦国が買い入れ在庫し、国内の実需者に売り渡している。 本契約に関しては、令和6年度第8回入札（令和7年1月に実施）として指名競争入札に付し、応札者は9者であった。 ○回数は決まっておらず、77万トンに到達するまで実施するので、年度によって一般MA米の入札回数は異なる。令和6年度は11回実施。 ○入札参加資格は3年間有効で、資格を満たしているかどうかの審査を毎年1回実施している。 資格要件として、米の輸出入の取り扱い実績、自己資金が10億円以上あるか、財務諸表、登記簿、米の輸出入に関する一定の経験がある担当者がいるか等の確認を行っている。 ○随時、輸入商社や実需者等から、産地国の在庫等を聞き取りしている。アメリカ加州産は一定の需要があるので、産地指定をしている。

2 政府備蓄米無償交付の受付・審査等業務委託契約（一般競争契約）[整理番号 13] （業務概要） ○1 者応札について、どのように考えているか。 ○備蓄米のうち、それぞれ無償交付の数量はどのように見積っているか。 ○支援対象のフードバンクの基準は。 ○履行期間が令和 7 年 3 月 21 日までに終了とは、受付・審査の業務と適正管理確認の全てを終了ということか。	○国は、政府備蓄米無償交付制度の枠組みの下、学校給食、食事食材提供団体（こども食堂・こども宅食）における食育の一環としてごはん食の推進を支援している。 さらに新たな総合経済対策（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）におけるフードバンクへの無償交付の開始に伴い、フードバンクからの交付申請に関する受付・審査等業務委託事業の入札を実施。 今回の一般競争入札の応札者は 1 者であった。 ○入札説明会の参加は複数者あったが、契約期間が年度内で短期間だったことと、対象が北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の地域に所在する団体で、準備に間に合わない等の事情があったと思われる。 ○備蓄米 100 万トンの一部を活用することとし、学校給食用等に年間 800 トン、フードバンク用に年間 1,000 トンを枠として見積っている。 ○法人格を有している等要件があり、証拠となる書類の確認や所在する各市町村に実際に活動しているか個別に照会する等総合的に判断し交付決定している。 ○適正管理の確認をする使用確認等調査の実施はフードバンクに備蓄米の交付後であり、使い終わるのは年度を超えるが、申請段階において適切に使うことの誓約書を受領している。
3 輸入麦買入委託契約食糧小麦カナダ産 1CW 32,437 トン（指名競争契約）[整理番号 36] （業務概要）	○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、国が実需者の要望を踏まえ計画的

○指名競争入札の有資格者が12者あって応札者数が4者なのはなぜか。 ○指名競争入札の有資格者12者は、輸入米と同様に3年間に1回見直すのか。 ○有資格者の産地国における支店要件で、カナダに支店がないと応札ができないということか。	に国家貿易で輸入している。 指名競争入札参加資格要件（輸入実績、一定の資産等）を満たす輸入商社からの応札で最も安価な輸入価格を提示した者と契約をしている。 本契約は、カナダ産1CW（カナダ・ウェスタン・スプリングの略。パン用小麦。）の入札を実施したところ、4者の応札があった。 ○有資格者は現地の輸出業者とも協議し、産地国の積地の需給状況等を勘案し、応札の判断をしている。 ○輸入米と同様に入札参加資格は3年間有効。また、指名基準を満たしているかどうかの審査を毎年1回実施している。 ○基本要領において、指名競争参加者の指名基準の条件として、入札の対象となる麦の産地国に支店等を設置していることを条件としている。
4 輸入麦買入委託契約食糧小麦アメリカ産 WW 21,390 トン（指名競争契約）[整理番号 39] （業務概要） ○一定期間、応札をしていない場合、入札資格要件を満たさなくなるのか。 ○安全性検査対象農薬等項目は主な小麦の輸入先の「米加豪仏（産地国）」と「米加豪仏以外の国」では項目が異なるが、基準があるのか。	○3と同じ。 本契約は、アメリカ産WW（アメリカ・ウェスタン・ホワイトの略。菓子用小麦。）の入札を実施したところ、5者の応札があった。 ○応札実績は入札資格要件となっていない。 ○当該項目は、食品等事業者として農林水産省が安全性を確認するために定めており、産地国・銘柄及び農薬の使用実態等を踏まえ、効率的な検査項目としている。

5 輸入米穀買入委託契約オーストラリア産うるち精米中粒種 12,000 トン（指名競争契約） 〔整理番号 59〕 （業務概要） ○産地指定をしないということであれば、安い国が有利なのか。 ○産地国によって米の特徴が違うのか。 ○中粒種と長粒種の輸入の割合は。	○1と同じ。 本契約に関しては、令和6年度第11回入札（令和7年3月に実施）として指名競争入札に付し、応札者は4者であった。 なお、当該契約は産地国を指定しないグローバル・テンダー方式で実施したものである。 ○この入札ではオーストラリア産米が安く応札された。オーストラリア産米も年により生産量の関係で必ずしも安く提供できるわけではない。 ○この入札は中粒種として行っており、中粒種で大きな差はない。 ○令和6年度は、一般MA米では、中粒種約6割、長粒粒が約4割となった。
---	---

（注）予定価格が類推される内容は除いています。